

令和6年度燃料油(A重油)購入単価契約書(案)

燃料油(A重油)の購入について発注者「福島県」を甲とし、受注者「
」を乙として、次の条項に定めるところにより単価契約を締結する。

(給付の内容等)

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

(1)品名、予定数量及び契約単価

品 名 A重油(小型ローリーによる納入に限る)

予定数量 162,000 リットル

契約単価 1リットル当たり 円

(2)契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3)納入場所及び納入方法 甲の指示による。

(4)契約保証金 福島県財務規則第228条又は第229条による

(納入の通知)

第2条 乙は甲の指示により、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。

この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

(検査)

第3条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立合のもとに検査を行う。

(代金の請求)

第4条 乙は、各月毎の給油済数量について、納品書を月末に、また、請求書を翌月の10日までに、甲に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、契約単価に納品数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税分として100分の10を乗じて得た額を加算するものとする。

(代金の支払)

第5条 甲は、前条の規定による請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責に帰すべき事由により、前項で規定する期限内に第4条の規定による請求金額の支払が遅れた場合は、甲は遅延期間の日数に応じて当該請求金額に年2.5%の割合で計算した額を納付しなければならない。

(予定数量の取り扱い)

第6条 当該契約期間中、予定数量に満たなくとも残数量については、期間満了日をもって打ち切るものとし、また、予定数量を超えて同一単価により購入できるものとする。

(履行期限の延期及び遅延利息)

第7条 乙は、契約締結後に生じた理由により、履行期限内に業務を完了することができないと

きは、甲に対して遅滞なくその事由を付し、履行期限の延期を申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責めに帰することができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。
- 3 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じて契約金額に年2.5%の割合で計算した額とする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が期限内に物品の持ち込みを終わらないとき。
- 二 乙が期限内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。
- 三 乙が解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接のあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者もしくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として予定数量から納入済数量を差し引いた数量に契約単価を乗じて得た額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間の日数に応じ、支払済金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない

(談合による損害賠償)

第10条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約の変更)

第11条 当該契約期間中、市況に著しい変動があり、契約単価が不適当と認められるに至った場合は、甲、乙協議して契約単価を変更することができる。ただし、変更予定日の2週間前までにいずれかが申し出ることとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(名義の変更)

第13条 乙の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて甲に届けなければならない。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する疑義については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第15条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書を2通作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 住所 福島県郡山市富田町字上ノ台4番地の1
氏名 福島県
福島県総合療育センター所長 森田 浩之

乙 住所
氏名